



受けとりはお早めに 国民健康保険証を

交付します



いま、お持ちの国民健康保険被

保険者証(保険証)は、3月31日
で期限が切れます。新しい保険証
を次の通り交付します。

●とき 3月25日(月)から29日
(金)まで(午前9時から午後
4時まで)

●ところ 役場玄関ホール
●持ってくるもの 保険証(桃色)

と印鑑

※遠隔地の学生など家族と別に保
険証をお持ちの人は、申請書(住
民課国保年金係にあります)に
学生証の写しまたは、在学証明
書を添付して、印鑑をお持ちの
うえ、国保年金係で手続きをし
てください。

ふれあいの里センター利用 証明書の発行を行います

町民の皆様には、日ごろからふれあいの里センターを
ご利用いただき、ありがとうございます。

さて、当センターでは、4月1日から町内在住者・町
外在住者の確認を明確に行い、利用料の公平を期すた
めに、20歳以上の町民の皆さんに、ふれあいの里セン
ター利用証明書を発行する事になりました。

町民の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、
当センターご利用の際は、この証明書を受付に提示して
いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

●発行日 平成8年4月1日から

●発行場所及び時間

▽場所 ふれあいの里センター受付

▽時間 午前9時～午後5時(休館日以外の日)

国民健康保険情報

国民健康保険税は

いつから納めるの

保険税は、国保加入の資格を得た月から納めます。加入の
届け出をした月からではありません。例えば3月に会社を
やめ、5月に国保加入の届け出をした場合、保険税は、加
入資格を得た3月分にはさかのぼって納めなければなりません
(ただし、給付は申請した月からとなります)。最高で
3年までさかのぼりますので、届け出が遅れると納入の負
担が大きくなります。資格を得たらすぐに役場国保年金係
へ届け出をしましょう。

納付は世帯主の義務です

納税通知書は世帯主あてに送られます。世帯主自身は会社
勤めなどで国保の被保険者でない場合も、納付義務は世帯
主にあります。

保険税の納め忘れはありませんか

▼保険税は、国保の大切な財源です。財源が不足し国保が運
営できなくなれば、わたしたちは国保からの十分な給付も
受けられず、負担だけが重くのしかかることとなります。
保険税納付は国保加入者の義務です。きちんと納め、国保
の健全な運営を支えましょう。
▼災害など特別な事情により、保険税納付が困難なときは、
保険税の減額・免除がなされる場合があります。お早めに
国保年金係へご相談ください。

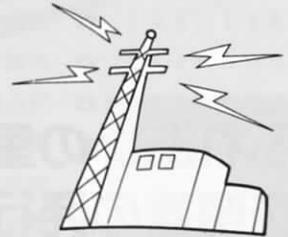
▼特別な理由もなく長い間、保険税を滞納すると、次のよう
な措置が取られることがあります。

- ① 保険証を返していただきます。
- ② ①によって、医療費が一旦、全額自己負担になります。
- ③ 国保給付が差し止められます。
- ④ 財産差押えなどの処分を受けることがあります。

くらしの

LIVING INFORMATION

情報



資源保護のため
 あき缶は
 リサイクルへ

役場 293-1234

お誕生日おめでとう

坂田 湧希 ちゃん(若葉台)

平成7年3月13日生まれ



ママからのメッセージ
 たくさん食べて たくさん
 遊んで ちょっとだけいた
 ずらして・・・どんだん大
 きくなあれ!

ひとのうごき

平成8年2月末日現在 () は前月比

世帯数 **5,934** (+12)

人口 **19,277** (+16)

●男… 9,198 ●女… 10,079
 ●転入… 77 ●転出… 56
 ●出生… 8 ●死亡… 13

妊婦相談があります

- とき 4月1日(月) 午後1時30分～3時30分(受付⇨午後1時20分～1時30分)
- ところ 役場保健室
- 内容 母子健康手帳の交付、産前・産後の知識、妊婦体操と産後の補助動作
- 持ってくるもの 印鑑(母子健康手帳の受領者のみ)

平成8年4月から粗大ごみの収集方法が変わります。

今までは、可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみを一緒に収集していましたが、平成8年4月から下記の通り収集するようになりました。

偶数月 ⇨ 可燃性粗大ごみ
(燃える大型ごみ)

奇数月 ⇨ 不燃性粗大ごみ
(燃えない大型ごみ)

ご協力をお願いします。

わんぱく教室があります

- 料金 無料
- 問い合わせ 保健衛生係
- とき 4月9日(火) 午前10時～11時30分(受付⇨午前9時30分～10時)
- 対象 生後3か月児～就学前の乳幼児
- ところ 遠賀コミュニティセンター

4か月児健康診査があります

- 内容 平成8年度わんぱく教室の内容説明、保母さんとの遊び、育児交流、言語訓練士による言葉の相談(予約制)
- 持ってくるもの 水筒、タオル、おしぼり、新聞紙
- 料金 無料
- その他 動きやすい服装で参加してください
- 問い合わせ 保健衛生係
- とき 4月11日(木) 午後1時10分～1時40分
- 対象 生後4か月～6か月児(平成7年10月から12月生まれの乳児)
- ところ 遠賀町中央公民館
- 内容 医師による診察、身体測定、保健婦による保健指導
- 持ってくるもの 母子健康手帳、健康診査票、バスタオル

4月1日から4月30日までは「土地月間」です

- 料金 無料
- その他 対象者には個人通知します
- 問い合わせ 保健衛生係
- 国土庁では、土地についての基本理念や土地対策の重要性についての関心を高め、その理解を深めるために「土地月間」を実施しています。その一貫として、「不動産鑑定士による不動産の無料相談」を開催します。
- とき 4月1日(月) 午前10時～午後4時
- ところ ▽北九州会場 小倉井筒屋北階段三階 ☎(522) 2610 ▽福岡会場 天神地下街イベントコーナー ☎092(711) 1900
- 内容 土地の価格、税務、賃貸借、有効利用等、不動産に関する相談

米穀販売業の登録について

- 対象者 どなたでも結構です。
- 問い合わせ 社団法人 福岡県不動産鑑定士協会 ☎092(441) 3590
- その他 申し込みは当日会場です。
- 米穀(計画流通米)の小売業を営むには、県知事の登録を受けることが必要です。
- 次の通り米穀小売業の登録を実施しますので、希望される人は登録の申請を行ってください。
- 申請書の受付期間 4月1日(月)～4月30日(火)
- 登録日 6月1日
- 申請先 小売業については八幡農林事務所。卸売業については、県庁農業振興課
- ※なお、詳細については八幡農林事務所農政課 ☎(691) 0236 にお問い合せください。

国民年金保険料

4月から12,300円になります
付加保険料は変わりません

国民年金保険料は、基礎年金(老齢・障害・遺族)を支払うための大切な財源です。基礎年金は将来にわたり生活の基礎的部分をまか

なうものですから、その年金額の値打ちが守られるよう物価の上昇に応じて毎年4月に年金額の改定が行われるほか、少なくとも5年ごとには生活水準の向上にみあう年金額の見直しが行われます。また、このように物価上昇や生活水準の向上による年金額の引き上げに照らして、保険料も段階的に引き上げられることになっていきます。

現在、年金を受けている人たちの暮らしを支え、将来私たち自身が年金を受け取るための年金の値打ちを確かなものにするための保険料引き上げです。どうぞご理解ください。

納付組織で納めると奨励金を交付します

五人以上の納付組織を作って、国民年金保険料をまとめて納付すると、徴収総額の二%の奨励金を交付します。お得ですので、ご近所の人や、お知り合いの人と納付組織を作りませんか。

便利でお得な前納制度があります

国民年金保険料の前納を利用されると、毎月納めに行く手間が省けるうえに保険料の割引があります。4月に平成9年3月までの一年分を前納する場合の保険料額は次の表のとおりです。

	定額保険料 では	定額保険料+付加保険料 では
毎月 納めた場合	[12,300円×12月] 147,600	[(12,300円+400円)×12月] 152,400
前納 した場合	144,040	148,720
割引 される額	3,560	3,680

※前納は、4月25日(木)までに。

老人医療の一部負担金

4月1日から
(外来の場合) 1,020円に
(入院の場合) 710円に

平成3年に制定された老人保健法等の一部を改正する法律では、老人医療にかかる一部負担金(医

者にかかった場合に自分で支払う費用)の額が、物価スライド制で改定されることになりました。このため、平成8年度の外来時一部負担金が現行の一月千十円から十円引き上げられ、一月千二十円になります。入院時一部負担金も、現行の一日七百円から十円引き上げられ一日七百十円になります。物価スライド制では、総務庁が作成する年平均の全国消費者物価指数の伸び率を指標に一部負担金が改定されます。改定は十円未満の端数切り捨てで行われるため、今回、外来・入院時一部負担金ともに改定がありません。

●窓口で支払う費用

	外来(1か月につき)	入院(1日につき)
平成8年度額	1,020円	710円(食事は別負担)
平成9年 4月1日から	消費者物価に スライド	消費者物価に スライド
支払い の方法	ひとつの医療機関ごとに毎月最初の診療日に支払う。総合病院では各診療科ごと、医科と歯科では別々に支払う	入院日数分支払う(ただし、住民税非課税世帯等で、老齢福祉年金の受給権者は、1日300円を2か月間だけ支払う)

入院時の食事代の標準負担額	一般		1日	600円	
	住民税非課税世帯等	90日までの入院	※	1日	450円
90日を超える入院		※	1日	300円	
	住民税非課税世帯等で老齢福祉年金の受給権者		※	1日	200円

※住民税非課税世帯等の人は、標準負担額減額認定書が必要で、現在入院中で、まだ標準負担額減額認定書の交付を受けていない人は、お急ぎ、役場国民年金係で申請手続きをしてください。申請に必要なもの 健康保険証、老人医療受給者証、印鑑

老齢福祉年金

支払いは4月11日から
受け取った後は
年金証書の提出を

老齢福祉年金の4月期の支払いが4月11日(木)から始まります。4月期分を受け取られたら、すぐに老齢福祉年金証書を役場国民年金係に提出してください。

8月に受け取る年金額を記入するための大切な届け出です。必ず守りましょう。老齢福祉年金と老齢基礎年金は異なるものです。お間違えのないようにご注意ください。



春の交通安全県民運動

この運動は、県民一人ひとりに交通安全知識を普及し、交通安全思想を高揚させるとともに、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

●期間 平成8年4月6日(土)～4月15日(月)

●運動の重点

- 1 高齢者と子どもの交通事故を防止しよう
- 2 シートベルトの着用を徹底しよう
- 3 交差点交通マナーを高めよう

◆ 交通事故発生状況 ◆

(1) 発生件数 (件)

区分	平成3年	4年	5年	6年	7年
福岡県	34,539	36,467	37,595	39,193	40,491
遠賀町	134	138	147	130	156

(2) 死者数 (人)

区分	平成3年	4年	5年	6年	7年
福岡県	399	390	356	403	393
遠賀町	0	1	1	2	3

(3) 負傷者数 (人)

区分	平成3年	4年	5年	6年	7年
福岡県	41,254	43,221	44,082	45,589	46,827
遠賀町	152	156	155	148	140

～おもいやり
ゆずりあい
さわやか交通～
マナーアップふくおか

廃品(資源ごみ)回収実施団体への 奨励金交付を行っています

使い捨て時代と呼ばれる現在は、ごみの量が増えるばかりでなく大切な資源を食いつぶし、まだ利用できるものまで、わざわざお金をかけて灰にし、埋め立てています。

遠賀町では、ごみの減量と資源化を推進するために平成3年度から廃品回収実施団体へ奨励金を交付しています。

奨励金交付対象団体の 登録受付は4月30日まで

奨励金を受けるためには、登録が必要です。現在、継続的に廃品回収をしている団体やこれから始めようとする団体は、4月1日(月)から4月30日(火)までに役場保健衛生係へ届け出てください。登録は、1年ごとの更新制です。



対象団体は営利を目的としない団体です

奨励金制度の対象となる団体は、資源ごみの集団回収を継続的に実施する町内の自治会、子ども会、婦人会、老人会など営利を目的としない団体に限りです。

対象となる品目は 紙類・布類・鉄類・ビン類の4種類です

紙類・布類・鉄類は1キログラムにつき5円。ビン類は1本につき5円の奨励金を交付します。(10円未満切り捨て)

奨励金は各団体の活動費など 有意義にお使いください

現在、町内では29の団体を中心となって資源ごみの回収を行っています。町中にもっと資源ごみ回収の輪が広がってほしいと考えています。

◎奨励金制度の概要

- 資源ごみ集団回収団体の届け出(4月30日まで)
※届け出をもとに登録します。
登録は単年度のみ有効。
- ↓
- 資源ごみ回収活動(廃品回収)
- ↓
- リサイクル業者への売却
※業者から品目別数量・売却明細書と仕切り書を受け取ってください。
- ↓
- 奨励金交付申請書を役場保健衛生係に提出
※交付申請書に必要事項を記入し、明細書・仕切り書といっしょに提出してください。
- ↓
- 奨励金交付決定通知書
※代表者に郵送で通知します。
- ↓
- 奨励金交付
※役場窓口受け取りを希望している団体は、印鑑と通知書をお持ちになり、役場の遠賀信金窓口までお越しください。

申請・問い合わせ先
福祉課 保健衛生係 ☎(293)1234

遠賀地鶏普及対策事業

新鮮な鶏卵と美味しい鶏肉
遠賀地鶏（イサブラウン）
を育ててみませんか
春雛のあっせんを行います

遠賀町では、次の通り「遠賀地鶏」のあっせんを行います。

- 申し込み期間 4月1日（月）～4月8日（月）
 - 申し込み資格 町内在住の人
 - あっせん羽数 300羽
 - 募集要項
▽雛の種類 イサブラウン
▽雛の羽数一戸（一人）10羽以内
▽雛の日齢 50日雛
 - 配付方法 5月中旬ごろ、各地区ごとに配付予定
 - 雛の価格 オス、メスともに一羽309円（618円の半額を町で補助します。）
 - 申し込み方法 印鑑を持参の上、役場産業課農政商工係窓口で申し込んでください。電話での受付は行いません。
 - その他 雛の入荷日の一週間位前に連絡しますが、鶏舎やエサ等の準備をしておいてください。
- ※問い合わせ 産業課農政商工係

●飼育についてのお願い。

鶏の飼育については、悪臭・蚊・ハエの発生や鳴き声など犬や猫の飼育同様、隣近所に迷惑のかかるおそれがあります。これらの問題は、飼育者本人が責任を持って解決しなければなりません。十分に検討の上、申し込んでください。

平成8年度 食生活改善推進教室（緑黄会）の受講者を募集します

- 緑黄会に入って、皆さんの食生活を改善しましょう。ほんのちょっとでも興味のある人はぜひお越しください。
- とき 平成8年4月～平成9年3月までの毎月第3金曜日 午前9時30分から正午まで
 - ところ 遠賀保健所 会議室
 - 受講料 無料
 - 申込み先 役場福祉課保健衛生係（電話で申し込んでください）
 - 締切り 平成8年4月2日（火）
 - その他 10回以上出席した人には、終了証書を授与します。
 - 年間スケジュール

1	4/19	健康と食生活	7	10/18	健康づくりと運動(2)
2	5/17	6つの基礎食品	8	11/15	成人病と食生活(1)
3	6/21	五大栄養素	9	12/20	成人病と食生活(2)
4	7/19	食品の組み合わせ	10	1/17	成人病と食生活(3)
5	8/23	わが家の食卓づくり	11	2/21	食品衛生
6	9/20	健康づくりと運動(1)	12	3/21	これからの活動の進め方



菜種梅雨

菜種梅雨の子の足が家
歩む 宮本由太加
菜種梅雨のために外で遊ぶ
ことができない子どもが、家
の中を歩き回っているいらだ
たしさでしようか。また、雨
で外に出られず、家の中を歩
き回っている子どもを何
気なく見た俳人が、その成長
と春の息吹を合わせ合せて詠
んだ句でしようか。
菜種梅雨の後には、タケノ
コ梅雨、卵の花腐し、走り梅
雨、そして本番の梅雨、その

菜の花の咲く三月下旬から
四月にかけて、降り続く雨を
菜種梅雨といいます。菜種と
いっても、油をとるためのア
ブラナの種が実る季節のこと
ではなく、アブラナの花、す
なわち菜の花が咲く季節の雨
のことです。
これは、もとは漁師た
ちの言葉で、三月四月に
吹く南東の風を菜種梅雨
と呼んだともいわれてい
ます。



あとに戻り梅雨……日本人は、
雨にもいろいろな風情を感じ
ていたのですね。
それにしても、最近菜の花の
花が咲き乱れている風景を見
ることが少なくなりました。
以前、日本では菜種油をとる
ために、菜の花を栽培してい
ました。いまも食用などに使
われていますが、その原料の
大半がカナダからの輸入にな
り、油をとるための菜種
の栽培はなくなりました。
しかし、最近では地域おこ
しのイベント用に栽培し
たり、春の花材として愛
用されたりしています。
四月二十九日は「みど
りの日」、二十三日二十九
日は「みどりの週間」です。
この期間は、緑に関する行事
が各地で行われます。積極的
に緑と親しんでみませんか。

愛犬家のみなさんへ…



狂犬病の予防注射と登録は忘れずに

今年も愛犬にとって、つらく痛い時期がやってきました。注射はとっても痛いけれどすぐに済みますのでご安心ください。それから、愛犬の住民票である登録もしますので、迷子になってもご主人様は安心ですね。

(平成7年度以降に登録を済ませた愛犬は結構です)。

- 注射は生まれてから91日以上飼育犬が受けてください。

注射は生後91日から受けられます。生後91日未満の愛犬は91日以上たってから受けに来てください。

また、注射当日体調が悪かったり、ご主人様の言うことを聞かないで騒いだりする愛犬は、受けられない事がありますのでご注意ください。

- 遠賀郡・中間市の次の病院でも注射と登録ができます。

各地区の公民館(一部除く)で実施しますが、ご主人様の都合がつかない愛犬は次の動物病院でも注射と登録ができます。その他の病院では注射しかできないので、登録していなかったら注射済票を持って遠賀保健所(水巻町吉田)で登録しましょう。

- ・おんが動物病院 遠賀町新町3号線バイパス下 ☎(293)2011
- ・末崎犬猫病院 中間市 ☎(246)1487
- ・ハーレー動物病院 中間市 ☎(244)5980
- ・伊藤動物病院 岡垣町 ☎(283)2722
- ・ビレッジ動物病院 岡垣町 ☎(283)1013
- ・松田犬猫病院 水巻町 ☎(202)1124
- ・野中家畜病院 芦屋町 ☎(223)0366

- 各地区を次の日程で回ります。

どの地区でも受けることができますので、都合のいい日にお越しください。なお、料金は注射が2,830円、注射と登録両方で5,830円です。

※芙蓉地区は場所が変わりました。

※新しく緑光苑と今古賀地区が加わりました。

- 平成7年度から登録制度が変わったことをご存じでしたか。

いままでは毎年一回の登録と注射が義務付けられていました。しかし、平成7年度から登録は生涯一回でよくなりました。つまり一回登録をした犬は、平成8年度からは注射のみ受ければよいことになりました。

平成8年度 狂犬病予防注射日程

4月22日 (月)	4月19日 (金)		4月12日 (金)		4月10日 (水)		4月5日 (金)		4月3日 (水)		と き													
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前														
10時 15分 ～ 11時	2時 30分 ～ 2時 45分	1時 20分 ～ 2時 20分	10時	2時 1時 40分 ～ 1時 1時 50分	1時 20分 ～ 1時 30分	10時 50分 ～ 11時 30分	10時 30分 ～ 11時 10分	2時 15分 ～ 2時 30分	10時 50分 ～ 11時 20分	10時	2時 45分 ～ 3時	1時 15分 ～ 2時 35分	11時 10分 ～ 11時 45分	10時 20分 ～ 10時 45分	と こ ろ									
役場 車庫 前	今古賀 公民館	松ノ本 公民館	田園 公民館	東和苑 公民館	旧停 公民館	遠賀川 保育園 前	浅木 公民館	老良 公民館	千代丸 公民館	若葉台 公民館	木守 公民館	東町 公民館	美蓉区 半田ケ 奇運動 公園	虫生津 公民館		新町 公民館	広渡 公民館	尾崎 公民館	鬼津 公民館	緑光苑 大公園	別府 公民館	上別府 公民館	道官集 会所	若松 公民館